

第5次広陵町総合計画中期基本計画素案 の修正について

脱炭素社会の実現に向けて、住民や事業者との連携・協働のもと、町ぐるみで地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。

＜手段＞

- 町役場庁舎をはじめとする公共施設の設備改修の運用改善等による省エネルギー対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入により温室効果ガス排出量の削減を図ります。³⁹
- 住宅のZEH（ゼッヂ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）³⁹化や自動車のEV（電気自動車）化、太陽光発電付きカーポートの設置など、地域のエネルギーは地域でつくる「自立・分散型のエネルギー」の普及拡大に向けて取り組みます。
- 国の動向と歩調を合わせて2050年カーボンニュートラルを実現するため、広報紙、町HP等での情報発信、環境教育、イベント、関係機関との連携等により、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
庁内エネルギー使用量(原油換算)(再掲)	kL	環境政策課資料	1,579 (令和6年度)	↓
公共施設への再生可能エネルギー導入量(累計)	kW	広陵町地球温暖化対策実行計画	60 (令和4年度)	↗
省エネルギーに関する啓発回数	回	環境政策課資料	12 (令和6年度)	↗

³⁹ 外壁の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の1次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

【展開方向 3】男女共同参画社会の実現

<目標>

男女を問わず全ての住民があらゆる分野において対等な立場で参画し、その能力と個性を十分に發揮し、協力し合える環境づくりを推進します。

<手段>

- 住民の男女共同参画に対する理解と関心を深められるよう、情報提供や啓発活動を推進します。
- 行政が率先してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組み、町内の事業所に対しても積極的な働きかけを行います。
- 関係機関との連携・協力のもと、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）などの被害の撲滅を目指し、啓発活動を実施します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という項目に対し、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」と回答する人の割合	%	広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート（協働のまちづくり推進課資料）	「賛成」: 3.1 「どちらかと言えば賛成」: 30.6 (令和4年度)	↖
女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナー実施回数及び参加者数	回人	協働のまちづくり推進課資料	4 112 (令和6年度)	↗
DVなどの被害を受けた方の中で「誰にも相談しなかった」と回答する人の割合	%	広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート（協働のまちづくり推進課資料）	41.7 (令和4年度)	↖

【展開方向 4】多文化共生社会の推進

<目標>

国籍や言語等の違いを超えて、全ての住民が互いの生活習慣や文化を理解し合い、地域の中で共生できる環境づくりを推進します。

<手段>

- 日本人住民と外国人住民の交流機会やお互いの国の日本人住民が外国の生活習慣や文化にふれられる機会の創出に努めます。
- 外国人住民への多言語による行政情報や生活情報の提供、生活上の問題等への支援体制の充実を図ります。
- 公共職業安定所や町内の事業所等と連携をとりながら、ニーズに応じた外国人住民に求められる技能の把握や働き手の支援に努めます。

的な事項を定めることによって、個性豊かで活力ある自立した持続可能な社会の実現及び住民の福祉の向上と充実を図ることを目的としています。

○本町では、地域の課題解決又は町の活性化を図るために住民団体等が取り組む自主・自立的な活動のうち、行政と協働で進めることにより、効果が期待されるものに対し、事業提案による補助制度を導入しています。近年では、まちづくり関係団体やNPO法人など、住民主体の活動も徐々に見られるようになってきましたが、他自治体と比べると活動分野や規模はまだ限定的であり、持続的な連携体制の形成には至っていない状況です。また、活動の担い手層が固定化しており、若年層や子育て世代の参加が少ないことも課題となっています。

○今後、更に多様化・複雑化していくと見込まれる様々な地域課題の解決に向け、住民と行政との情報の共有化を図りながら、より広範な分野において、町政への住民参画を促すとともに、多様な主体との協働・連携に根ざしたまちづくりを積極的に推進する必要があります。

○現在、町の広報紙は区・自治会を通じて各家庭に配布していますが、区・自治会によつては未加入世帯への配布が行われていない場合もあり、全戸への情報伝達にばらつきがあります。また、配布を担う地域のボランティアや区・自治会役員の高齢化や人員負担の偏りも進んでおり、配布時期や回収率に地域差が生じています。今後は、区・自治会と協議しながら、配布・閲覧手段（民間委託・電子版など）の検討を行う必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】参画と協働のまちづくりの推進

＜目標＞

自治基本条例のもと、住民、コミュニティ組織、事業者等の多様な主体がともに考え、ともに補完し合うまちづくりを推進します。

＜手段＞

- 町内で働き・学ぶ人たちを含めた住民との深い信頼関係を築き、協力し合いながら、協働・連携に根ざしたまちづくりを着実に推進していくための諸制度の充実及びその活用促進を図ります。
- より広範な分野において、大学や事業者等のノウハウの積極的な活用を図ります。
- 町単独では解決が困難な地域課題や住民の生活圏域の広域化等に対応するため、県や他自治体の連携・協力によるまちづくりを推進します。
- 地域課題の解決に取り組む住民活動団体等の発掘や、協働・連携先を探している住民活動団体のマッチングなどを支援します。
- 施策の策定過程や実施段階により多くの住民が参画できるよう、ワークショップや懇談会の開催、審議会への公募住民枠の設置等による町政への参画機会の充実を図ります。